

番号	内容	関係条項
8	位置指定道路の廃止は開発行為になるのか	法第4条第12項

建築基準法第42条第1項第5号に基づくいわゆる「位置指定道路」についても、都市計画法上の公共施設に該当すると解されますので、位置指定道路を廃止し、当該道路を含めた土地の区域で建築物の建築等を行う場合は、「区画の変更」に該当するため、開発行為となります。